

来年度の検討における方針・課題（案）

1．品目の追加の検討について

（１）平成１７年度に募集する新規提案について

例年通り提案募集を行う予定

（２）新規提案以外の検討項目

ＬＥＤ照明器具

- ・ 品目に設定できるかどうかの観点から、市場化の状況調査（現在、蛍光灯照明器具の備考欄に、今後、追加の検討を行う事項として整理）
公共工事のロングリスト記載項目について

2．現行基準の強化・見直しについて（新規提案以外）

（１）文具類、機器類

プラスチック、木質、紙のうち、使用されている主要な材料に対する基準について、使用されている全ての材料に対する基準への見直しについて検討

（２）コピー機

備考欄の、今後、検討を行う事項として整理している内容（部品の再利用、低電力モード等からの復帰時間についての基準の見直し）について検討

（３）電子計算機、テレビジョン受信機、ビデオテープレコーダー

省エネ法に基づく特定機器の判断基準の見直しに伴い、品目・基準の追加を行う

（４）ガス調理機器

省エネ法に基づくガス調理機器の基準のうち、グリル部、オープン部の基準（H16.10 に当該基準が追加されたが、この基準を満足した製品が存在しなかった）を満たした製品の市場での供給状況を確認して、グリーン購入法の基準の見直しを行う

(5) その他の省エネ法の特定機器について

省エネ法の特定機器の判断基準を特定調達品目の判断の基準としているものについて、省エネ法上の判断基準の見直しに伴って同様の見直しを検討

(6) 繊維に係る品目について

繊維の基準として、再生 PET 樹脂の使用率の分母の考え方について検討(現在の分母は製品全体重量)

(7) タイルカーペットについて

1 ～ 2 年内を目処に、使用する再生材料の割合の見直しを行う

(8) 違法伐採対策について

紙や木材に係る配慮事項として、違法伐採材にかかる事項を追加したところ、基準とすることについては、WTO や会計法上の整合性から困難であるが、長期的な課題として検討を行っていく

(9) 役務について

- ・ O A 機器のメンテナンス業務に係る基準の設定を検討(温暖化係数の低いダストブロワーの使用を想定)
- ・ その他、新たに追加の対象となる役務について検討

(1 0) 省エネ等を基準とした品目について

市場における基準を満たした製品の占有率により、基準の強化、品目の卒業についての検討

3 . その他 (グリーン購入の推進に関する事項)

- ・ 地方公共団体 (特に町村) への普及・啓発
- ・ 一般消費者への普及・啓発
- ・ グリーン購入法の施行による成果の P R